

城北水質管理センター汚泥消化タンクしゅんせつ運搬業務契約書
産業廃棄物処理業務契約区分：【収集・運搬】

収入印紙
_____円

排出事業者： 金沢市公営企業管理者 (以下「発注者」という。) と、
収集運搬業者： _____ (以下「受注者」という。) は、
発注者の事業場： 城北水質管理センター 金沢市浅野本町ホ131番地 から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条

1 (業務内容)

発注者が、受注者に対して発注する業務の内容は、**別紙仕様書**のとおりとする。なお、受注者は仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

2 (受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

【産廃】

許可都道府県・政令市：	
許可の有効期限：	
事業の範囲：	
許可の条件：	
許可番号：	

3 (産業廃棄物の種類、予定数量及び単価)

発注者が、受注者に収集・運搬を発注する産業廃棄物の種類、数量及び単価は、**別表1**のとおりとする。ただし、予定数量は、発注数量を保証するものではない。

4 (運搬の最終目的地)

受注者は、発注者から発注された前項の産業廃棄物を、甲の指定する**別表2**の最終目的地に搬入する。

5 (積替え保管)

受注者は、発注者から発注された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

- エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
- 2 発注者は、業務契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、収集・運搬を発注する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- なお、発注者が受注者に書面をもって通知すべき収集・運搬を発注する産業廃棄物の性状等の変化とは、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
- 3 発注者は、収集・運搬を発注する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は産業廃棄物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、産業廃棄物を引き取るものとする。
- 4 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。
- 産業廃棄物の種類：別表1にある該当品目
提示する時期又は回数：業務開始前及び必要の都度

第4条 (発注者受注者の責任範囲)

- 1 受注者は、発注者から収集・運搬を発注された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
- 2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の発注の仕方(発注者の収集・運搬を発注した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の発注の仕方(発注者の収集・運搬を発注した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

受注者は、この契約に定める業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (権利義務の譲渡等の禁止)

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第6条の2 (損害のために必要を生じた経費)

業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

第7条（業務結果報告書）

受注者は、業務が完了したときは、その結果を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。業務結果報告書には、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの収集運搬終了報告を添付するものとする。

第8条（業務の一時停止）

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 発注者の発注する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第3項にて定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3 発注者の発注する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。
- 4 受注者は、業務終了後、発注者に請求書を提出するものとし、発注者は、これを受理した日から30日以内に受注者に対し収集・運搬業務の報酬を支払う。

第10条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（発注者の任意解除権）

- 1 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第13条（発注者の催告による解除権）

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

- (2) 正当な理由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。
- (4) 正当な理由がなく契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第14条（発注者の催告によらない解除権）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第6条の規定に違反して業務料債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者のこの契約の一部の履行が不能である場合又は受注者がこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務料債権を譲渡したとき。
 - (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 受注者が金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第43条の2第1項第7号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

第15条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条又は前条第1項に規定する場合は発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定により契約を解除することができない。

第16条（受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第17条（受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容を変更したため業務料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

第18条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条又は前条各号に定める場合は受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第19条（解除等に伴う措置）

- 1 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務料を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第13条又は第14条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第12条第1項、第16条又は第17条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第20条（発注者の損害賠償請求等）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第13条又は第14条の規定により債務の履行後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 受注者がこの契約の履行にあたり第25条の規定に違反したとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定により債務の履行前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合においては、発注者は、違約金として、遅延日数1日につき、業務料（既に債務を履行した部分がある場合には、当該部分に対する業務料相当額を控除した額）の1000分の1に相当する額を徴収するものとする。
- 6 第1項第1号に該当する場合においては、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は遅延利息として、遅延日数に応じ、業務料（既に引き渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する業務料相当額を控除した額）につき、年3パーセントの割合で計算した額を徴収して業務期間を延長することができる。
- 7 第2項の場合（金沢市契約規則第31条第1項において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号の規定による担保の提供を受けている場合にあつては、第14条第1項第8号又は第9号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第21条（受注者の損害賠償請求等）

- 1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第9条第1項の規定による業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第22条（建物等に対する損害賠償）

受注者は、業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合又は天変地異その他受注者の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

第23条（第三者に対する損害賠償）

受注者は、業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

第24条（損害賠償の予約）

- 1 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第10号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。
 - (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。
 - (1) 金沢市契約規則第43条の2第1項第7号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

第25条（個人情報の保護）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- 13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

第26条（契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項）

発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わせるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第27条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第28条（契約保証金）

契約保証金は、_____とする。

第29条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約締結日から令和7年2月28日までとする。

本契約書の締結を証するために、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 金沢市広岡3丁目3番30号

金沢市公営企業管理者 松田 滋人

受注者

別表1 (収集・運搬費)

廃棄物種類			予定数量	単価 (税抜)	車両
大分類	中分類	小分類			
普通産廃	汚泥	有機性汚泥	200 t	円/t	高圧洗浄車 汚泥吸引車 など (増車した際はその車両)

注 ※ 不定期に発生する廃棄物については別途見積りにより価格を決定する。

別表2 (運搬の最終目的地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	株式会社ダイセキ 代表取締役 山本 哲也
住所	愛知県名古屋市港区船見町1番地86
許可都道府県・政令市	石川県
許可の有効期限	
事業の区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	
事業場の名称	株式会社ダイセキ 北陸事業所
所在地	石川県白山市相川新町631番地1